

医療費未収金回収業務の委託について（お知らせ）

当院では、回収が困難となっている医療費の未収金について、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保と病院経営の健全化のために回収業務を下記法律事務所に委託しました。

委託した医療費未収金につきましては、法律事務所が窓口となりお支払いについてのご案内をいたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 委託先

- (1) 名 称 弁護士法人 舘野法律事務所
- (2) 所 在 地 東京都渋谷区渋谷 2-16-8 南雲ビル 2階・4階
- (3) 電話番号 03-3797-3768
- (4) 代表者氏名 弁護士 舘野 完

2. 委託業務の範囲

原則として未収発生から1年以上経過した医業未収金回収業務

3. 業務開始日

令和元年12月26日